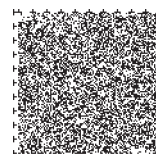
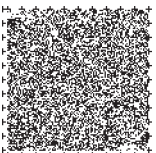


第 1 章 計画の概要





第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市では、平成24年3月に策定した「第2次東広島市障害者計画（以下「前期計画」と表記）」において「地域共生のまちづくり」を基本理念に掲げ、障害者支援施策を総合的・計画的に推進してきました。

前期計画策定から今日に至るまで、国においては、障害のある人に関わる様々な制度の改革が進められ、多くの関係法令が成立するなど、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

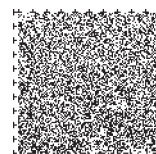
国の障害者施策の基本的なあり方を示す「障害者基本計画（第3次）」が平成25年9月に策定され、平成26年1月には「障害者の権利に関する条約」が批准されました。今後は、障害のある人が、より一層積極的に社会に参加し、障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し支え合いながら、認め合える「共生社会」を目指すことが、ますます重要となっています。

前期計画は、平成24年度を初年度とし、平成28年度までの5年間を対象期間とした計画で、このたび計画期間の満了に伴い、新たな計画「第3次東広島市障害者計画（以下「本計画」と表記）」を策定します。

本計画は「障害者基本法」に基づき、障害者施策全般に関する基本的方向を定める計画です。

一方、平成27年3月に策定した「第4期東広島市障害福祉計画（平成27年度～29年度）」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」と表記）」に基づき、障害福祉サービスの必要量及び提供体制確保のための方策等を定める計画です。

本計画は、国及び県の障害者施策を基本とし、前期計画における取組の進捗評価をはじめ、アンケート調査結果に基づく障害のある人の現状やニーズ、関係機関の意見等を踏まえ、本市における障害者施策の様々な分野の取組を、総合的・一体的に推進するための、より実効性のある計画を目指して策定しています。



2 障害者施策をめぐる国等の動き

（１）障害者基本法の改正

平成 23 年 8 月に改正された「障害者基本法」では、目的規定の見直し（共生社会実現の規定等）や、障害者の定義の見直し（発達障害の規定等）が実施されています。

また、制度や慣行などにおける社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。これらをもとに、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の手段の選択の機会、共に学ぶ教育、雇用の安定と促進など、あらゆる場面における差別の禁止と合理的配慮^{*}のための方向性が定められました。

（２）障害者虐待防止法の施行

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」と表記）」が平成 24 年 10 月から施行されました。この法律において虐待とは、養護者によるもの、障害者福祉施設従事者等によるもの、使用者によるものがあり、その類型としては身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、放棄・放任（ネグレクト）の行為全てを指します。また、市町村においては虐待の早期発見と防止に努める責務があると同時に、発見者には市町村への通報義務が課せられています。

（３）障害者総合支援法の施行と改正

平成 25 年 4 月に従来の「障害者自立支援法」に代わる法律として、「障害者総合支援法」が施行され、制度の谷間のない支援を目指すとともに、地域社会における共生や社会的障壁の除去を目的とする基本理念を掲げています。

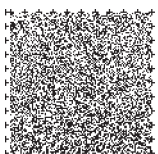
さらに、平成 28 年 5 月に成立した同法の改正法では、施設やグループホームを利用していた人を対象とする、定期巡回・随時対応サービス（自立生活援助）の創設をはじめ、重度訪問介護の訪問先の拡大、医療的ケアを要する障害児について、自治体に保健・医療・福祉連携を促すことなどが示されています。

（４）障害者雇用促進法の改正

平成 25 年 6 月に「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」と表記）」が改正され、平成 28 年 4 月から（一部は平成 25 年 6 月又は平成 30 年 4 月から）施行されました。

この改正により、①障害者の範囲の明確化、②障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務、③法定雇用率の算定基礎の見直しの事項が新たに定められました。

合理的配慮：障害のある人が日常生活又は社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、個別の状況に応じて講じられるべき措置のこと。



（５）障害者差別解消法の成立

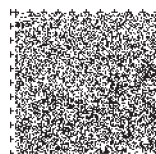
平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」と表記）」が成立し、平成 28 年 4 月から施行されました。この法律においては、障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障害を理由とする不当な差別的な取扱いの禁止や、合理的配慮を提供しないことの禁止、差別解消に向けた取組に関する要領を定めるよう努めること、などが規定されています。

（６）成年後見制度の利用の促進に関する法律の成立

平成 28 年 4 月に成立した「成年後見制度の利用の促進に関する法律」により、市町村は「成年後見制度利用促進計画」の策定が努力義務化されています。その計画には、成年後見制度の利用の促進に関する施策、成年後見等実施機関の設立等に係る支援を定めるよう求められていますが、具体的な活動方針等については、今後の国の動きを注視していく必要があります。

（７）広島県障害者プラン（第３次広島県障害者計画）の策定

広島県においては、平成 26 年 3 月に「広島県障害者プラン（第３次広島県障害者計画）」を策定しています。このプランでは、基本原則として障害者基本法に規定される「地域社会における共生等」及び「差別の禁止」を定めています。また「共生」「安心」「自立」の３つを取組の方向として掲げています。

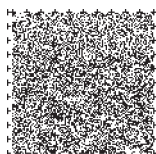
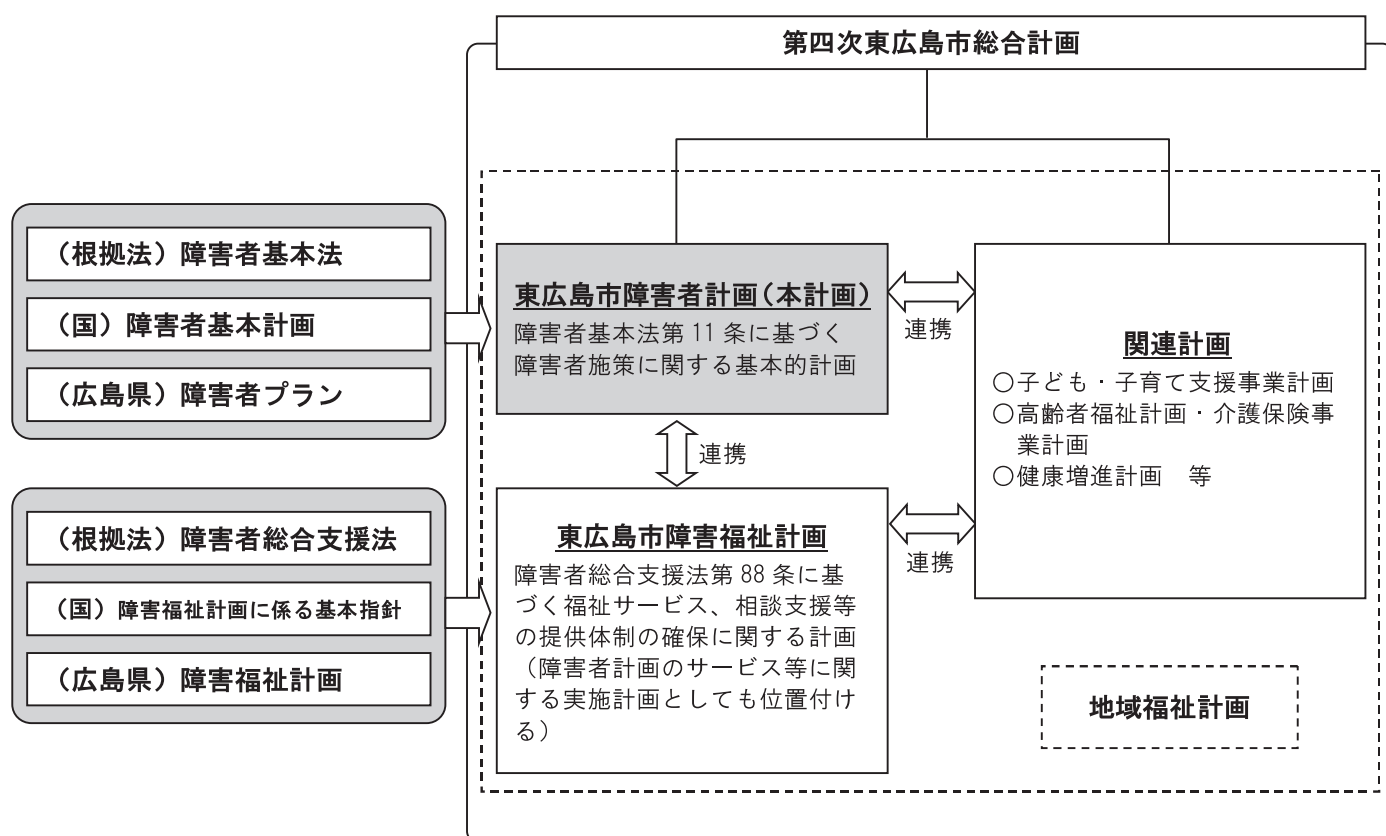


3 計画の位置付け

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、障害者施策全般に関する基本的方向を定める計画です。障害者支援については、様々な分野の取組を総合的・一体的に進める必要があることから、「障害者総合支援法」第88条に基づく「第4期東広島市障害福祉計画（平成27年度～29年度）」との連携を図ったものとするとともに、上位計画である「第四次東広島市総合計画」をはじめ、「東広島市地域福祉計画」「東広島市子ども・子育て支援事業計画」「東広島市高齢者福祉計画・東広島市介護保険事業計画」等、関連する他の部門計画との連携や調整にも配慮するものです。

計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮するとともに、新たな課題や環境の変化にも柔軟に対応できるように配慮します。

■計画の位置付け■



4 計画の対象者

本計画の対象者は、「障害者基本法」第2条で規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と表記）がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」を基本としています。

5 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成35年度までの7年間とします。

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
障害者計画 (本計画)	第2次(5年)					第3次(7年)						
障害福祉計画	第3期			第4期			第5期			第6期		

6 計画の策定体制

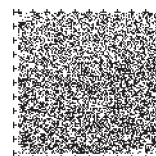
(1) 計画策定体制

①東広島市障害者計画等審議会

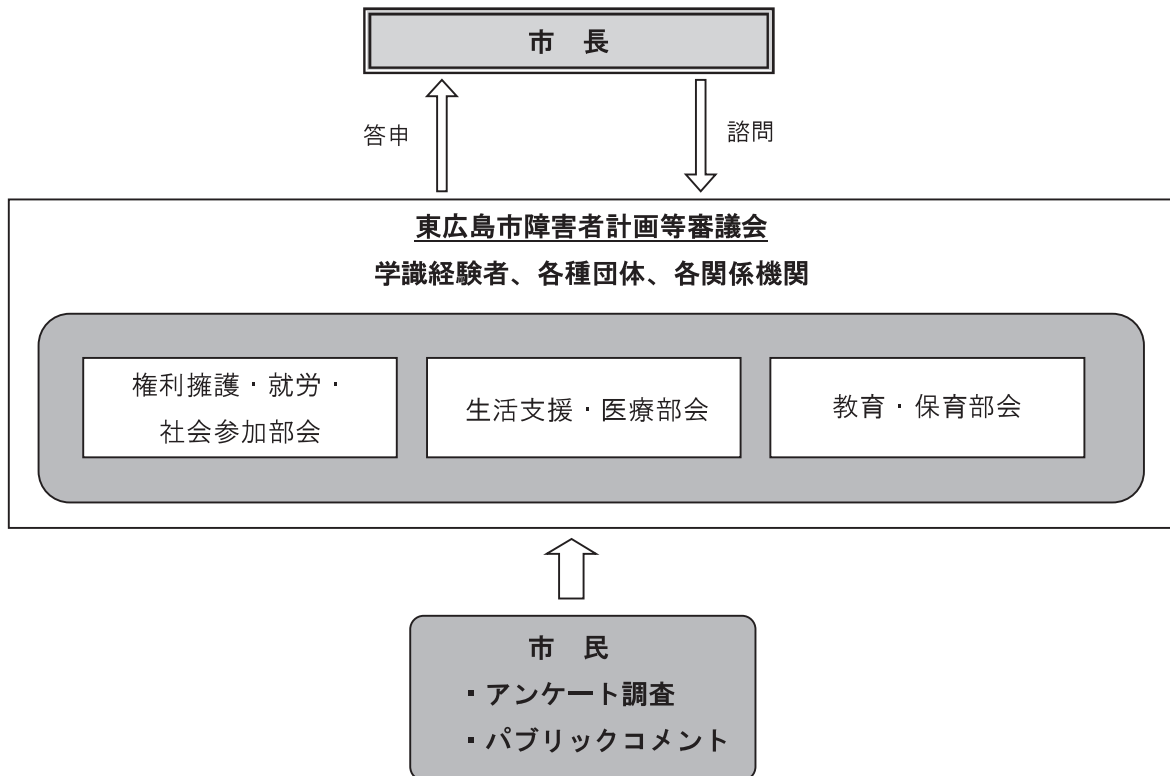
学識経験者、関係機関の代表者等で組織し、計画の原案や重要事項等を審議しました。

②障害者計画課題別部会

障害のある人、関係機関、相談支援事業者、行政担当者等で組織した計画策定の作業部会です。「権利擁護・就労・社会参加部会」「生活支援・医療部会」「教育・保育部会」の3つの部会で組織し、計画の原案の協議・作成等を行いました。



■計画の策定体制■



(2) 市民の意見反映

①アンケート調査の実施

計画の策定にあたり、障害のある人に対し障害の状況、住まいや暮らし、保健・医療、就労などについての意識やニーズ等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、郵送での配布・回収によりアンケート調査を実施しました。

②パブリックコメントの実施

計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く意見を募り、十分な検討を行いました。

